

手引き

令和7年度
姫路市観光産業育成事業補助金
事業者説明会

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

令和7年（2025年）5月7日

目次（本日の説明事項）

[1] 第Ⅰ期 申請までのスケジュール	P1-2
[2] 事業の流れ	P3
[3] [事業の流れ] まとめ	P4
[4] 主旨概要	P5
[5] 公募要件	P6
[6] 補助対象事業【全事業】	P7
[7] 補助対象事業	
(1) 観光産業活性化重点支援事業	P8-14
(2) 快適観光施設改修事業	P15-17
(3) 観光客誘客・広報宣伝事業	P18-19
[8] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント	P20-23
[9] 申請手続・提出書類の作成ポイント	
(1) 観光産業活性化重点支援事業	P24-26
(2) 快適観光施設改修事業	P27-29
(3) 観光客誘客・広報宣伝事業	P30
[10] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント	P31-32
[11] 審査について	P33-34
[12] [参考] 令和6年度の採択実績	P35
[13] その他、重要事項について	P36-39

[1] 第Ⅰ期 申請までのスケジュール

申請受付期間

5 May

2025

月 Mon		火 Tue		水 Wed		木 Thu		金 Fri		土 Sat		日 Sun	
28		29	昭和の日	30		1		2		3	憲法記念日	4	みどりの日
5	こどもの日	6	振替休日	7		8		9		10		11	
12		13		14		15		16		17		18	
19		20		21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30		31			

★事業説明会

★個別相談会

[1] 第Ⅰ期 申請までのスケジュール

申請受付期間

6 June

2025

月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat	日 Sun
26		27		28		29
						30
1						31
2		3		4		5
						6
						7
						8
9		10		11		12
						13
						14
						15
16		17		18		19
						20
						21
						22
23		24		25		26
						27
						28
						29
				★17時 申請受付〆		
30		1		2		3
						4
						5
						6

[2] 事業の流れ

交付申請～交付決定

補助事業実施～完了

完了実績報告～補助金交付

(1) 交付申請（6/25 17時〆切）～交付決定（7月下旬公表予定）

本事業の支援を希望する事業者及び団体は、補助事業の内容を具体化した交付申請書を、当ビューローに提出します。

当ビューローは、申請された補助事業者の承認審査を行い、承認された事業者及び団体に対し、必要な調整を行ったうえで、交付決定を行います。

(2) 補助事業実施（交付決定日以降）～完了

交付決定を受けた補助事業者は、補助事業を開始し、**実施期限までに代金の支払い等を含め補助事業を完了**させます。

(3) 完了実績報告（事業完了後15日以内or 2/27 17時〆切）～補助金交付

補助事業の完了後、各補助事業者は、完了実績報告書を当ビューローに提出します。提出された完了実績報告書に基づいて**確定検査を行い、補助金の額を確定した後、各補助事業者に通知**します。

その後、補助事業者が、**確定された補助金の額に基づいて請求書を発行**し、当ビューローが補助事業者に対して補助金を交付します。

なお、必要に応じて、補助金の執行状況を把握するため中間検査や実地検査を実施します。

[3] [事業の流れ] まとめ

■申請について

締切は令和7年（2025年）6月25日（水）17時 厳守

■事業実施期間

交付決定日～令和8年（2026年）2月27日（金）17時まで
[注意]

- ・補助事業で取り組んだ内容および清算内容のわかる証憑等を取りまとめ、完了実績報告として提出
- ・代金の支払い含む

■第Ⅱ期の公募について

第Ⅰ期で採択総額が予算額に達した場合、第Ⅱ期の公募は
行いません。

→過去、2過年度において、
第Ⅱ期の公募を行ったことはありません

[4] 主旨概要

【対象】：観光施設、観光事業者等

■ 観光施設とは？

→→→旅行者が食事、買物、散策、見物、鑑賞、体験、休憩等を行う中で利用する施設又は目に触れる**民間の施設**

■ 観光事業者とは？

→→→姫路市内で旅行者向けの事業を営む（予定を含む。）宿泊事業者、飲食事業者、小売事業者、旅行事業者等及び旅行者向けにサービス・商品を販売・提供する事業者

【目的】

「地域の観光課題の解決に資する事業並びに観光資源の魅力向上及び受入環境の充実に寄与する事業」を支援することにより、姫路市の観光産業の活性化に繋げることを目的とする

[5] 公募要件

(1) 観光産業活性化重点支援事業

- ・観光分野の事業者**5者以上**から構成される共同事業体
- ・観光分野の事業者**5者以上**から構成される団体 ※
(協議会、NPO、公益法人等)

(2) 快適観光施設改修事業

(3) 観光客誘客・広報宣伝事業

- ・姫路市内に事業拠点を有する民間事業者、団体、それらを主な構成員とする協議会等の団体

※事業実施工リアは姫路市を中心とし、姫路市に所在する事業者が過半数を占めることとします。

※広域での取り組みも可としますが、姫路市域での経済効果に寄与する事業であることを重視します。

[6] 補助対象事業 [全事業]

1 補助対象事業	2 補助対象者
<p>(1) 観光産業活性化重点支援事業 [補助率10/10・補助上限1,000万円]</p> <p>ア) 面的連携による市内周遊促進事業 イ) 魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業 ウ) 魅力ある観光土産品の開発支援事業 エ) 満足度を向上させる受入環境整備事業 オ) 持続可能な観光地域づくりに資する事業</p>	共同事業体 団体
<p>(2) 快適観光施設改修事業 [補助率1/2・補助上限100万円]</p> <p>ア) 高齢者・障害者等が快適に施設を利用できる バリアフリー化等 イ) 観光客受入のため外部からの<u>裨益効果</u>、<u>満足度の向上</u> によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等</p>	
<p>(3) 観光客誘客・広報宣伝事業 [補助率1/2・補助上限50万円]</p> <p>ア) 受入体制整備・おもてなし向上に資する事業 イ) 外国人観光客受入環境整備に資する事業 ウ) 観光商品開発・販路開拓に資する事業 エ) 観光客誘客イベントの実施 オ) 海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション</p>	観光事業者 共同事業体 団体

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

補助対象事業・区分

ア) 面的連携による市内周遊促進事業

※コンセプトが明確であり、複数の観光資源を結ぶ広域的な連携及び多様な関係者による取組みであることを重視します。

※持続可能な事業となるよう、外部アドバイザー等を活用し、効果的な事業展開や事業検証を行うことを重視します。



具体例

- ・二次交通（定期観光バス、乗り合いバス、観光タクシー、フェリー等）の実証運行
- ・企画乗車券や周遊バス等の実証実験
- ・IoTやDXを活用した周遊促進の実証事業
- ・スタンプラリー、フォトコンテスト、グルメパスポート、周遊イベント等の開催
- ・フォトスポット創出（光の演出、インスタレーション等）
- ・ユニバーサルツーリズムの推進

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

補助対象事業・区分

イ) 魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業

※当地ならではの魅力のある観光コンテンツ・旅行商品の企画造成から、販売に係る流通整備（プロモーション含む）までが一貫した事業であることを重視します。

※新規性、市場やターゲットを明確にした特別感や希少性の高いもの



<イ> ・高付加価値化体験コンテンツや現地ツアーの商品化

補助対象事業・区分

ウ) 魅力ある観光土産品の開発支援事業

※姫路市の魅力を高める土産物の充実を図ることを通して、当地の魅力向上の一助となる取組みであることを重視します。



<ウ> ・姫路土産の新規開発

・テーマに特化した土産物の開発

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

補助対象事業・区分

工) 満足度を向上させる受入環境整備事業

※次のa)-d)のいずれかの取組みが含まれ、観光客の受入環境整備について面的な取組みであることを重視します。

- a)情報環境の改善・向上させる取組み
- b)移動の快適化・利便性向上させる取組み
- c)滞在時の快適性を向上させる取組み
- d)人材育成、観光事業者の生産性を向上させる取組み



具体例

<工>

- ・交通網の包括的な情報提供、街歩き情報・環境の充実、言語対応サービス環境の整備、地域（施設）全体での決済環境の導入、観光地域づくり人材育成等

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

補助対象事業・区分

オ) 持続可能な観光地域づくりに資する事業

※次のa)-c)のいずれかの取組みが含まれ、観光客の受入環境整備について面的な取組みであることを重視します。

- a)補助事業者自らが主体となった観光サービスの高付加価値化・観光消費の拡大に向けた取組み
- b)新たな発想やビジネスの手法を用いた地域課題の解決に向けた取組み
- c)さまざまな組織・事業者が連携し、地域で横断的にマーケティングデータの収集・分析及び活用ができるDXやIoTの構築

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

[参考] 過去の採択事業

- ・姫路城周辺での夜間イベントの開催
- ・インバウンド向け観光アプリ、ウェブサイトの構築
- ・町家を改修した観光拠点整備
- ・姫路銘菓の土産物開発と販路拡大
- ・家島での自家用有償旅客運送による乗り合いバスの運行体制の構築と実証実験
- ・姫路発クラフトビールの開発
- ・ユニバーサルツーリズム推進事業
- ・二次交通事業者、宿泊事業者、及び体験コンテンツの連携による滞在型観光の推進

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

補助対象となる経費

概要	内容・補助率・補助上限
右の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。	<p>[IV-1-(1)-ア)～エ)] のいずれかの事業で（複数選択可）、<u>補助事業者が課題と考える点を解決する方法として立案した事業について、各種実証事業やプロモーション等に係る経費が対象となります（プロモーションに係る経費は事業費の30%以内）</u>。最終的には、自立し継続性のある事業推進を期待するもので、効果検証ができ、その成果を活用できる事業に係る経費を対象とします。</p> <p>① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費 補助率：10/10 補助上限：1,000万円</p>

- 補助人件費・・・本事業に必要となるアルバイト等の臨時職員の経費
また、社内人材を実証事業に充てる場合は、合理的に人件費を積算した書類の提出を求めます。個別にご相談ください。
- 委託・外注費
■謝金・旅費
■その他事業に直接要する諸経費・・・本事業に真に必要な消耗品、備品等の購入
- ブルダウンより選択

[7]補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

補助対象とならない経費

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・補助事業者の経常的な経費（補助事業推進以外に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・計画作成時のコンサルティング費用等を捻出するものと疑われる費用
- ・予備部品等の購入費用
- ・姫路市が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資、出資金
- ・応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料、収入印紙を含めた公租公課
- ・その他、本事業と無関係と思われる経費

※本事業に必要となるアルバイト等の臨時職員の経費は、補助対象経費とします。

[7]補助対象事業：(2) 快適観光施設改修事業

補助対象事業・区分

- ア) 高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等
- イ) 観光客受入のため外部からの裨益効果、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等

※各施設1申請（アカイのいずれか）のみ申請することができます。

※観光施設は、民間施設・飲食店・土産店等を指します。 ※1

※1) 用語については、姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱第3条（定義）のとおりとする。



具体例

<ア>

・観光拠点となる観光施設のバリアフリー化改修

<イ>

・外部からの裨益効果を高めるための外観改修

・洋式トイレへの改修 ・空調設備の機能改善

・イートインスペースやテイクアウトコーナーの設置

・内装の改修

・庭や遊歩道、塀、ウッドデッキ、駐車場、案内看板等の改修

[7]補助対象事業：(2) 快適観光施設改修事業

補助対象となる経費

<対象>

観光旅行者の利用に供される施設であって、すでに観光施設を営んでいる施設か、改修後に 補助事業者によって運営を行われることが担保されている施設が対象となります。

単なる老朽修繕ではない、観光旅行者が訪れる土産店や飲食店などの高付加価値化に資する改修が対象となります。

概要	内容 補助率・補助上限
右の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。	<p>※各施設 1 申請 (IV-1-(2)-ア) ~イ のいずれか) のみ申請することができます。 ※観光施設は、民間施設・飲食店・土産店等を指します。</p> <p>改修工事費、設計費、附帯工事費等 建築物及び建築物に附属する工作物を中心とした改修としますが、建築物に附属しない「垣・フェンス・生垣・サイン看板・駐車場・庭園・散策路・建築物からの通路等」の改修も対象とします。</p> <p>① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費 〔補助率：1/2 補助上限：100万円〕</p>

[7]補助対象事業：(2) 快適観光施設改修事業

故障、老朽化等対応するための修理修繕、代替更新のみに要する経費、可搬性のある設備の購入や設置に要する経費は補助対象となりません。

補助対象とならない経費

- ・法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費
- ・補助事業者の経常的な経費（補助事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- ・建築基準法等に定められた法定検査費用等
- ・**可搬性のある設備（家庭用エアコン等）**
- ・補助対象となる建造物、建屋の改修が許されない文化財である場合
- ・事業実施に際しての地質調査等を目的とした掘削、ボーリング作業
- ・計画作成時のコンサルティング費用等を捻出するものと疑われる費用
- ・予備部品等の購入費用
- ・姫路市が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業
- ・恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ・コミュニティファンド等への初期投資、出資金
- ・応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ・親睦会に係る経費
- ・振込手数料、収入印紙を含めた公租公課
- ・その他事業と無関係と思われる経費

※本事業に必要となるアルバイト等の臨時職員の経費は、補助対象経費とします。

[7]補助対象事業：(3) 観光客誘客・広報宣传事業



補助対象事業・区分

- ア) 受入体制整備・おもてなし向上に資する事業
 - イ) 外国人観光客受入環境整備に資する事業
 - ウ) 観光商品開発・販路開拓に資する事業
 - エ) 観光客誘客イベントの実施
 - オ) 海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション
- ※施設毎に複数の申請（ア～オ）を行うことができます。

↓ 具体例

<ア>

- ・HPやSNSの新規開設、既存広報媒体の機能高度化
- ・看板等の案内表示の改善
- ・従業員のスキルアップ研修等（接遇研修、実地研修、外部講師を招いての講習会等）

<イ>

- ・案内看板の多言語化、キャッシュレス決済導入、店舗メニューの多言語化、HP(SNS)やパンフレットの多言語化、「ベジタリアン/ムスリム/ヴィーガン」などの飲食メニュー開発等

<ウ>

- ・新たな着地型体験コンテンツの企画造成、既存体験コンテンツの高付加価値化（ブラッシュアップ）、OTA連携による販路拡大、名物料理や土産物の開発、EC機能による販路拡大等

<エ>

- ・姫路の食、自然、歴史、文化、伝統工芸、芸能等のテーマに特化した誘客イベントの開催等

<オ>

- ・姫路市の観光PRに寄与する海外で開催の旅行博、展示会、商談会等への出展

[7]補助対象事業：(3) 観光客誘客・広報宣伝事業

概要	内容・補助率・補助上限
補助対象となる経費 右の①～③の条件を全て満たすものを対象とします。	<p>施設毎に、[IV-1-(3)-ア)～オ)] の複数の事業を申請することが可能です。</p> <p>① 使用目的が補助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費 ② 補助金交付決定以降の契約・発注により発生した経費 ③ 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費</p> <p>補助率：1/2 補助上限：50万円</p>
補助対象とならない経費	<ul style="list-style-type: none">法令又は条例等において義務化されている設備等の導入に係る工事費補助事業者の経常的な経費（補助事業推進にかかる人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、通信料等）計画作成時のコンサルティング費用等を捻出するものと疑われる費用予備部品等の購入費用姫路市が助成する他の制度（補助金等）と重複する事業恒久的な施設の設置、用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費コミュニティファンド等への初期投資、出資金応募主体における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）親睦会に係る経費振込手数料、収入印紙を含めた公租公課その他、本事業と無関係と思われる経費 <p>※本事業に必要となるアルバイト等の臨時職員の経費は、補助対象経費とします。</p>

[8] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント

- ①補助金交付申請書（様式第1）
③補助対象経費積算表（様式第3）

- ②交付申請補助金額（様式第2）
※①～③は同一のExcel

様式第1（第8条関係）		令和 年 月 日
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー 御中		
補助対象事業者		
住 所		
補助対象施設名称		
代 表 者		
姫路市観光産業育成事業 補助金交付申請書		

姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助事業の完了予定日 交付決定日	～	①
2. 交付を受けようとする補助金の額	円	② 円
3. 補助対象経費	円	※2
4. 消費税の適用について該当する区分を選択して下さい。 ※消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。	④	に該当します。
5. 補助事業に関して生ずる収益金に関する事項に該当するものがあるか選択してください。 該当するものが		
<input type="checkbox"/> 本申請は、姫路市からの補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある事業と同一内容でないことを宣誓します。		

① 遅くとも、令和8年2月27日

② 課税事業者は税抜の金額記入、1,000円未満の端数を切り捨

③ 課税事業者は税抜の金額記入で、実数を記載（切り捨なし）

④ プルダウンより選択

- ①課税事業者
- ②消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ③免税事業者である補助事業者
- ④簡易課税事業者である補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）
- ⑥消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者
- ⑦国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者
- ⑧課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

免税事業者及び簡易課税事業者は「消費税及び地方消費税額等仕入れ控除税額」を含めることが可能

※消費税法別表第三に掲げる法人
→一般財団（社団）法人、公益財団（社団）法人、酒造組合、商工会、商工会議所、NPO法人（特定非営利活動法人）など

[8] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント

- ①補助金交付申請書（様式第1）
- ③補助対象経費積算表（様式第3）

- ②交付申請補助金額（様式第2）
- ※①～③は同一のExcel

様式第1（第8条関係）			
令和 年 月 日			
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー 御中			
補助対象事業者			
住 所			
補助対象施設名称			
代 表 者			
姫路市観光産業育成事業 補助金交付申請書			

姫路市観光産業育成事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助事業の完了予定日 交付決定日	～		
2. 交付を受けようとする補助金の額		円	※1
3. 補助対象経費		円	※2
4. 消費税の適用について該当する区分を選択して下さい。	に該当します。 *消費税の区分によって、補助対象経費の算定方法が異なります。		
5. 補助事業に関して生ずる収益金に関する事項に該当するものがあるか選択してください。 該当するものが	<input type="checkbox"/> ⑤		
<input type="checkbox"/> 本申請は、姫路市からの補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、又は交付対象となる可能性がある事業と同一内容でないことを宣言します。			

- ⑤収益金に関する事項について
→プルダウンより選択

収益納付に該当するのは、補助事業の結果により「直接生じた収益金」です。直接発生した収益金にあたるかは、補助金を使ったことと収益の因果関係がはっきりしているかどうかで判断されます。事業毎に個別にご相談ください。

一例として下記をご参照ください。

<収益納付に該当しない場合>

- ・商品開発した観光コンテンツ（旅行商品、企画乗車券、姫路土産等）の実証販売等
- ・複数の事業者と連携したイベントでの物販、飲食販売等
- ・「チラシの作成や配布」、「ホームページの作成・改良」、「広告」、「店舗改修」など

[8] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント

様式第2（第8条関係）

姫路市観光産業育成事業 交付申請補助金額

補助対象事業者

1. 補助対象事業別（今回申請するものに全てチェックください）

- 観光産業活性化重点支援事業（複数選択可）
 - ア) 面的連携による市内周遊促進事業
 - イ) 魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーの造成事業
 - ウ) 魅力ある観光土産品の開発支援事業
 - エ) 満足度を向上させる受入環境整備事業
 - オ) 持続可能な観光地域づくりに資する事業
- 快適観光施設改修事業（いづれか1つ）
 - ア) 高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等
 - イ) 観光客受入のため外部からの誘客促進、満足度の向上によるリビーター創出、施設機能を高める改修・整備等
- 観光客誘客・広報宣伝事業（複数選択可）
 - ア) 受入体制整備・おもてなし向上に資する事業
 - イ) 外国人観光客受入環境整備に資する事業
 - ウ) 観光商品開発・販路開拓に資する事業
 - エ) 観光客誘客イベントの実施
 - オ) 海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション

2. 今回補助金を申請する本事業に必要な資金の額及びその調達方法

（単位 円）

補助対象事業種別	区分	総事業費	補助金	自己資金
(1) 観光産業活性化重点支援事業	ア) <input type="checkbox"/>			
	イ) <input type="checkbox"/>			
	ウ) <input type="checkbox"/>			
	エ) <input type="checkbox"/>			
	オ) <input type="checkbox"/>			
(2) 快適観光施設改修事業	ア) <input type="checkbox"/>			
	イ) <input type="checkbox"/>			
(3) 観光客誘客・広報宣伝事業	ア) <input type="checkbox"/>			
	イ) <input type="checkbox"/>			
	ウ) <input type="checkbox"/>			
	エ) <input type="checkbox"/>			
	オ) <input type="checkbox"/>			
合計		0	0	0

※補助金額は、1,000円未満の端数を切り捨とります。

※課税事業者は税抜きでの金額を記載

（例）

総事業費	補助金	自己資金
10,200,560	10,000,000	200,560

（例）

総事業費	補助金	自己資金
2,025,500	1,000,000	1,025,500

（例）

総事業費	補助金	自己資金
1,025,500	500,000	525,500

[8] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象経費 積算表（様式第3） ※（1）から（3）の事業毎にExcelあり

プルダウンから
選択して下さい

見積書の中で、どの経費を指すのか分かるように、
事業内容を具体的に記載下さい。

（例）[3-2] インバウンド観光客の来店を促すため、
店舗外観看板の新調（多言語表示）

見積書の項目番号を記載するなど分かりやすく

	補助対象経費区分		委託外注先	積算明細			金額（円）	内容（具体的に記載）
	事業区分	詳細費目		単価（円）	数量	単位		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
合計額								

[9]申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

④補助対象事業概要及び事業実施体制（様式第4）

※Excel版・Word版・PowerPoint版あり

※最大3力年の支援を想定

→3力年計画を策定し、4年目からは自立した事業継続が見込める事業内容であることを重視。

<共同事業体の場合の記載（例）>
代表者名：(株)ビューロー商事
申請事業者名：(株)A社、(有)B社、C社
(株)D社……

様式第4（第8条関係） 補助対象事業概要及び事業実施体制（1）観光産業活性化重点支援事業			
申請代表者名			
申請事業者名（代表者以外）			
事業区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ア) 面的連携による市内周遊促進事業 <input type="checkbox"/> ウ) 魅力ある観光土産品の開発支援事業 <input type="checkbox"/> オ) 持続可能な地域づくりに資する事業 <input type="checkbox"/> イ) 魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーや造成事業 <input type="checkbox"/> エ) 満足度を向上させる受入環境整備事業		
補助事業の実施概要			
事業名称			
補助金申請額		事業期間	
事業実施内容 ※3カ年計画及び 4年目以降の計画 (案)も記載 ※4年目以降は自 走した事業計画 (案)を記載	課題解決のための事業内容などを可能な限り具 体的に記載下さい。 ※1頁に収まらない場合は、複数ページにまた いで結構です。		
事業を行う目的 (実施背景・課 題を記載するこ と)	・具体的に記載下さい	期待される効 果（KPI含 む）と事業実 施による効果 検証方法	・期待する効果やKPI、 検証方法は、数値 も交えて記載下さい。

※ 補助金は初年度1.000万円、2年目は初年度の50%、3年目は初年度の30%を上限。

→年度ごとに完了実績報告及び翌年度以降の事業計画を含めた補助金交付申請は必要です（審査あり）。

※ 申請額に対し、減額での採択を行う場合があります。

※ 2年目以降は予算の成立を前提とし、補助金交付を確約するものではありません。

※ 1つの申請にあたり、複数の区分（ア～オ）を選択してもかまいません。

[9]申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

④補助対象事業概要及び事業実施体制（様式第4）

※Excel版・Word版・PowerPoint版あり

様式第4（第8条関係） 補助対象事業概要及び事業実施体制（1）観光産業活性化重点支援事業

事業実施体制	※業務の実施体制が分かるよう、体制図等を記入してください。
<p>・補助対象事業を効果的・効率的に実施するための実施体制 (観光事業者との連携体制)が築かれているかを重要視します。</p> <p>・役割分担や業務内容も記載ください</p> <p>＜低評価の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">・グループ会社や関連会社のみの実施体制・観光事業への関与が薄い事業者の共同体など	

	業務担当責任者	担当者①	担当者②	担当者③
予定者氏名				
所属（事業者名・部署）／役職				
担当する業務内容				

※必要に応じて枠を増やしてください。

[9]申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(1) 観光産業活性化重点支援事業

④補助対象事業概要及び事業実施体制（様式第4）

※Excel版・Word版・PowerPoint版あり

様式第4（第8条関係） 補助対象事業概要及び事業実施体制（1）観光産業活性化重点支援事業

事業実施体制	※業務の実施体制が分かるよう、体制図等を記入してください。
<p>・補助対象事業を効果的・効率的に実施するための実施体制 (観光事業者との連携体制)が築かれているかを重要視します。</p> <p>・役割分担や業務内容も記載ください</p> <p>＜低評価の例＞</p> <ul style="list-style-type: none">・グループ会社や関連会社のみの実施体制・観光事業への関与が薄い事業者の共同体 など	

	業務担当責任者	担当者①	担当者②	担当者③
予定者氏名				
所属（事業者名・部署）／役職				
担当する業務内容				

※必要に応じて枠を増やしてください。

[9]申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(2) 快適観光施設改修事業

様式第4 補助対象事業概要及び事業実施体制 (2) 快適観光施設改修事業

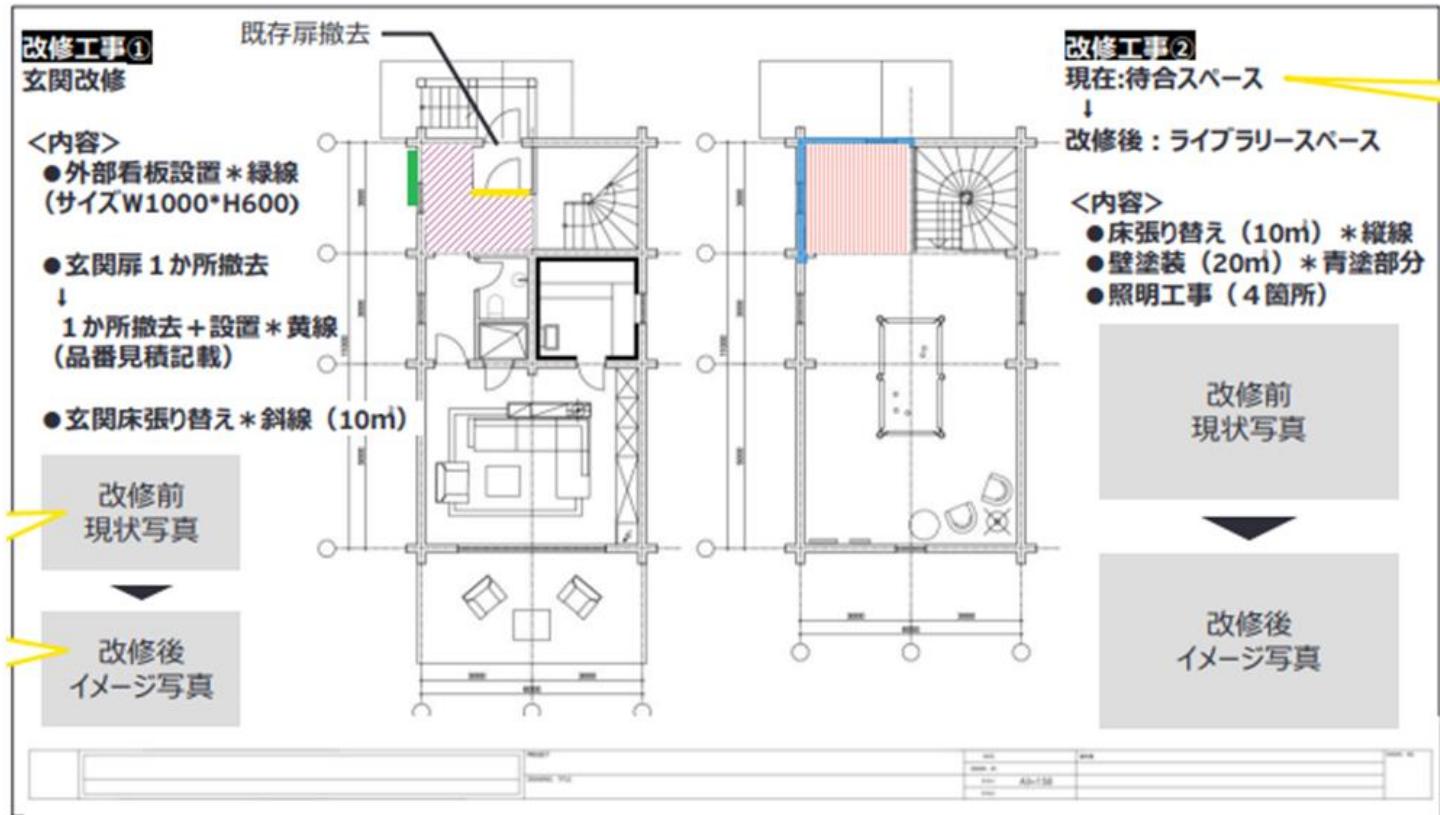
申請代表者名			
事業区分 (いずれかを選択)	<input type="checkbox"/> ア) 高齢者・障害者等が快適に施設を利用できるバリアフリー化等 <input type="checkbox"/> イ) 観光客受入のため外部からの裨益効果、満足度の向上によるリピーター創出、施設機能を高める改修・整備等		
補助事業の実施概要			
事業名称		事業実施場所（住所）	
事業目的			
補助金申請額		事業期間	
事業実施内容 (改修等の工事範囲、内容などを具体的に記載)	<p>・施設改修工事の場合、改修することでどのような価値が上がり（課題解決に繋がり）、来訪者の増加や売上（消費額）増に繋がったり、顧客満足度の向上に寄与するか具体的に記載ください。</p> <p>・設備の改修（トイレ、水回り、エアコンや厨房機器の改修など）の場合、実施事業がどのような課題解決に繋がるか、期待する効果も交え具体的に記載下さい。</p>		
現在の状況 (写真などを掲載)		事業実施後 の想定 イメージ	

[9]申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(2) 快適観光施設改修事業

施設改修の場合は、改修内容が分かるレイアウト図イメージ①

◆参考(レイアウト図例①) 既存図面に改修箇所を色付け工事内容記載、現状写真と改修後イメージ写真を貼り付ける



改修内容がわかるよう以下のポイントに留意して資料を作成ください

- 施設全体の中でどの箇所を改修するのかがわかる既存図面もしくは全体がわかる写真
- ①の図面もしくは写真に改修範囲・箇所を図示 (文字で記載 or 部分スケッチ)
- 図示した部分に、改修工事内容 (決まっていれば寸法、仕上げ、取り付け方法等) を記載

[9] 申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(2) 快適観光施設改修事業

施設改修の場合は、改修内容が分かるレイアウト図イメージ②

◆ 参考（レイアウト図例②）現状写真に改修箇所を図示、工事内容を具体的に記載



改修内容がわかるよう以下のポイントに留意して資料を作成ください

- ① 施設全体の中でどの箇所を改修するのかがわかる既存図面もしくは全体がわかる写真
- ② ①の図面もしくは写真に改修範囲・箇所を図示（文字で記載 or 部分スケッチ）
- ③ 図示した部分に、改修工事内容（決まっていれば寸法、仕上げ、取り付け方法等）を記載

[9]申請手続・提出書類の作成ポイント

補助対象事業：(3) 観光客誘客・広報宣伝事業

様式第4 補助対象事業概要及び事業実施体制 (3) 観光客誘客・広報宣伝事業

申請代表者名			
事業区分 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> ア) 受入体制整備・おもてなし向上に資する事業 <input type="checkbox"/> イ) 外国人観光客受入環境整備に資する事業 <input type="checkbox"/> ウ) 観光商品開発・販路開拓に資する事業 <input type="checkbox"/> エ) 観光客誘客イベントの実施 <input type="checkbox"/> オ) 海外の旅行博、展示会、商談会等でのプロモーション		
補助事業の実施概要			
事業名称		事業実施場所（住所）	
事業目的			
補助金申請額		事業期間	
事業実施内容	<p>申請事業者が抱え課題に対し、本事業がどのように課題解決に繋がるのか事業内容などを可能な限り具体的に記載下さい。</p> <p>※1頁に収まらない場合は、複数ページにまたいでも結構です。</p>		
事業を行う目的 (実施背景・課題を記載すること)	・具体的に記載下さい	期待される効果 (KPI 含む)と事業実施による効果検証方法	・期待する効果やKPI、検証方法は、数値も交えて記載下さい。

[10] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント

- ⑤ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式第5） ※Word版

→共同事業体で申請の場合、全事業者の「誓約書」をご提出ください。
本書類をもって、事業への参画を同意したものと判断します。

- ⑥ 事業の概要資料（企画書） ※任意の様式
※施設改修の場合は、改修内容が分かるレイアウト図含む

- ⑦ 事業証明書
- ア) 法人の場合：登記事項証明書等
 - イ) 個人事業主の場合：納税証明書等、行政機関が発行した事業に関する許認可証等（個人事業の開業届出書等）
 - ウ) 任意団体の場合：代表者、団体の目的、組織、運営、事業内容、事務局の組織及び所在地を明らかにする規約、規則等

→共同事業体で申請の場合、全事業者の「事業証明書」をご提出ください。

[10] [共通] 申請手続・提出書類の作成ポイント

- ⑧ 経費の見積書（2社以上） ※任意の様式

→見積書の様式は任意としますが、経費の内訳は事業の全体像が把握できるよう、具体的な経費項目を記載下さい。

- ⑨ 業者選定理由書（※2社以上の見積書がない場合提出が必要） ※任意の様式

- ⑩ 旅館業営業許可書の写し / 飲食店の営業許可証 ※事業形態に応じて提出

- ⑪ 施設所有者と運営委託契約を証明できる書類（賃貸者契約書等）
※申請者である施設所有者と運営者が同一の場合を除く

→主に改修工事を行う事業者が対象となります

[11]審査について：(1) 観光産業活性化重点支援事業

評価項目	基準
DMOの取組方針、事業計画等との一貫性	<p>下記の計画等との整合性が取れており、コンセプト・ターゲット等を明確にした事業内容となっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMO形成確立計画 ・令和7年度事業計画 ・姫路市観光戦略プラン ・姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2030」 <p>※URLは公募要領に記載</p>
事業内容の優位性	<p>観光客の誘客・受入の基盤があり、観光課題の解決に寄与する内容になっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード・ソフト面において付加価値を高め、消費額を押し上げる取り組み (高付加価値な観光地域づくりに寄与する事業) ・滞在時間の増大、滞在価値の向上、再訪の促進、利用者満足度の向上に寄与するか ・地域への誘客効果と地域事業者への波及効果が見込めるか ・当市の観光資産を活かした魅力ある観光地域づくり、観光産業の活性化につながる事業内容となっているか ・インバウンドを含めた取り組み、またはインバウンドへの転換も可能となる事業内容であるか
事業の新規性・持続性	<p>過去2カ年にわたり採択した事業と類似（事業内容や連携体制など）することなく新規性があるか。また、3ヶ年の事業を通じて、当市の観光課題の解決に繋がり、観光産業の活性化に寄与する内容になっているか。さらに、4年目以降、自立した事業継続が見込める内容になっているか。</p> <p>＜過去の採択事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路城周辺での夜間イベントの開催 ・インバウンド向け観光アプリ、ウェブサイトの構築 ・町家を改修した観光拠点整備 ・姫路銘菓の土産物開発と販路拡大 ・家島での自家用有償旅客運送による乗り合いバスの運行体制の構築と実証実験 ・姫路発クラフトビールの開発 ・ユニバーサルツーリズム推進事業 ・二次交通事業者、宿泊事業者、及び体験コンテンツの連携による滞在型観光の推進
事業実施による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にあたり、現状の課題整理がなされ、ターゲットやKPIが設定され、期待される効果が明文化されているか。また、事業実施後の検証方法が妥当なものか

[11]審査について：(2) 快適観光施設改修事業

評価項目	基準
DMOの取組方針、事業計画等との一貫性	「公募要領P7の(1)観光産業活性化重点支援事業に記載の基準と同様
事業内容の優位性	<p>観光客の誘客・受入の基盤となる事業内容になっているか</p> <ul style="list-style-type: none">施設改修により、のハード・ソフト面において付加価値を高め、消費額を押し上げる取り組みとなっているか (高付加価値な観光地域づくりに寄与する事業)施設改修により、「滞在時間の増大、滞在価値の向上、再訪の促進、利用者満足度の向上」につながる取り組みとなっているか
事業実施による効果	<ul style="list-style-type: none">事業実施にあたり、現状の課題整理がなされ、施設改修により期待される効果が明文化されているか。また、事業実施後の検証方法が妥当なものであるか。

[11]審査について：(3) 観光客誘客・広報宣伝事業

評価項目	基準
DMOの取組方針、事業計画等との一貫性	「公募要領」P7の(1)観光産業活性化重点支援事業に記載の基準と同様
事業内容の優位性	<ul style="list-style-type: none">観光客の誘客や受入環境・体制の充実につながる事業内容になっているか「滞在時間の増大、滞在価値の向上、再訪の促進、利用者満足度の向上、観光人財の育成等」につながる取り組みとなっているか
事業実施による効果	<ul style="list-style-type: none">事業実施にあたり、現状の課題整理がなされ、期待される効果が明文化されているか。また、事業実施後の検証方法が妥当なものであるか。

[12] [参考] 令和6年度の採択実績

補助対象事業	補助率	補助上限	採択件数（申請件数）
(1) 観光産業活性化重点支援事業	10/10	10,000千円	6件（9件）
<p>■ 令和6年度採択事業：6件 [採択額29,450千円/補助金額定額29,450千円] ■ 令和5年度採択事業(2年目)：5件 [採択額17,003千円/補助金額定額16,653千円]</p>			
(2) 快適観光施設改修事業	1/2	1,000千円	20件（20件）
<p>■ 採択事業20件 [採択額13,428千円/補助金確定額12,590千円] ※取下げ1件</p>			
(3) 観光客誘客・広報宣伝事業	1/2	500千円	13件（16件）
<p>■ 採択事業13件 [採択額3,621千円/補助金確定額3,482千円] ※取下げ1件</p>			

[13]その他、重要事項（申請にあたっての注意事項等）

■補助事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

交付決定後に生じた事情により、当初に計画した事業内容等の変更（軽微な変更を除く）を希望する場合、あらかじめ（発注・契約前に）所定の「**変更申請書**」を当ビューポートに提出し、承認を得なければなりません。（内容によって、変更が認められない場合もあります）。必要な手続きを行なわなかつた場合、交付決定した事業内容等と異なると判断される内容等については、補助対象となりませんのでご留意ください。なお、事業を中止または廃止しようとする場合も、当ビューポートへの変更申請手続きが必要です。

様式第9（第12条関係）			年 月 日
公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー			
理 事 長 殿			
補 助 事 業 者			
住 所			
補助対象施設名称			
代 表 者			
姫路市観光産業育成事業 計画変更承認申請書			

年　月　日付をもって交付決定の通知があった補助事業を下記のとおり変更したいので、事業計画変更承認申請書を提出します。

該当項目 (○)	変更申請区分	申請内容	変更申請区分に該当する項目を 入力してください (選択)		
1	登録事項の 変更	・変更事項	<input type="checkbox"/> 法人格	<input type="checkbox"/> 代表者名	<input type="checkbox"/> 住所変更
		・変更前			<input type="checkbox"/> その他
		・変更後			
		・変更発生日			
2	補助事業の 計画変更	・変更事項	<input type="checkbox"/> 補助事業内容の変更	<input type="checkbox"/> 経費の変更	<input type="checkbox"/> その他
		・変更内容			
		・補助金申請額の変更有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
		・変更前の補助対象経費			
		・変更前の補助金申請額			
		・変更後の補助対象経費			
		・変更後の補助金申請額			

事業区分を選択ください。(複数選択可)										
<input type="checkbox"/> ア) 一般的な市内観光事業										
<input type="checkbox"/> イ) 魅力的な体験コンテンツ・現地ツアーや造事業										
<input type="checkbox"/> ウ) 魅力ある観光土産品の開発支援事業										
<input type="checkbox"/> エ) 調足度を向上させる受入環境整備事業										
<input type="checkbox"/> オ) 持続可能な地域づくりに資する事業										
姫路市観光産業育成事業 (1) 観光産業活性化重点支援事業 計画変更費目 積算表										
交付決定時						計画変更後				
事業区分	補助対象経費区分	委託外注先	積算明細			内容(具体的に記載)	積算明細			内容(具体的に記載)
			単価(円)	数量	単位		単価(円)	数量	単位	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
合計額										

[13]その他、重要事項（申請にあたっての注意事項等）

■定められた期日までに完了実績報告を行なわないと、補助金は交付されません。【最終〆2/27】
補助事業が完了した時又は補助対象期間が終了した時のいずれか早い方の日付から15日以内に、
補助事業で取り組んだ内容および清算内容のわかる証憑等を取りまとめ、完了実績報告として提出
してください。期日までに完了実績報告が確認されなかった場合、補助金交付決定を受けていても、
補助金が交付されませんので、ご留意ください。

様式第13（第15条関係）

年　月　日

公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー

理 事 長 殿

補 助 事 業 者

住 所

代 表 者 名

姫路市観光産業育成事業 完了実績報告書

年　月　日付をもって交付決定の通知があった補助事業が完了したので、下記のとおり報告いたします。

記

1 補助対象事業種別
(事業区分) _____

2 事業名称 _____

3 事業完了日 年　月　日

4 補助事業実施内容及び成果 (付表1)

5 補助対象資産表 (付表2)

6 支払経費明細表 (付表3)

7 提出書類

・ 下記書類の写し ※下記は一例です。
見積書、契約書（注文書／注文請書）、納品書、請求書
領収書、振込控、通帳（振込先が分かるもの）、工事写真、
購入製品のカタログ・保証書・シリアルNo.確認資料 等

(担当者)
所属：
住所：〒

電話番号：
担当者名：

完了報告に必要な書類

- ・ 様式第13（第15条関係）完了実績報告書
- ・ （付表1）補助事業実施内容及び成果
- ・ （付表2）補助対象資産表
- ・ （付表3）支払経費明細表

提出書類

- ・ 見積書
- ・ 契約契約書 or 注文書/注文請書
- ・ 納品書
- ・ 請求書
- ・ 振込控or領収書
- ・ 通帳（振込先が分かるもの）
- ・ 施設改修の場合
→工事写真、購入製品のカタログ、保証書、
シリアルNo.確認資料 等

[13]その他、重要事項（申請にあたっての注意事項等）

■補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合があります。

補助金の交付決定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。通知する補助金交付決定額は、応募時の補助金交付申請額より減額となる場合がありますので、ご留意ください。

■補助金交付決定額は、最終的な補助金交付額を約束するものではありません。

完了実績報告検査において、補助対象外経費が含まれていることが判明した場合、当該支出を除了した金額を算出した結果、「補助金交付決定通知書」に記載の交付決定金額より減額して交付されることがあります。なお、実際に支出した補助対象経費が当初の予定を超えた場合、同交付決定金額より増額して交付することはできません。

■補助事業関係書類は、事業終了後5年間保存しなければなりません。

補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、当ビューローから求めがあった際、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。この期間に、検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じる必要があります。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、従わなければなりません。

■姫路市が助成する他の制度と重複する事業は、補助対象となりません。

同一内容の事業において、姫路市より別途補助金が支給されている、または支給されることが確定している場合、本公募の補助対象となりませんので、ご留意ください。なお、後日、その事実が判明した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。ただし、国又は都道府県等の実施する他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでありません。

[13]その他、重要事項（申請にあたっての注意事項等）

■補助対象経費における消費税の扱いについて

原則として補助対象経費には消費税額を含めないこととします。ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納稅義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国又は地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、
消費税法別表第3に掲げる法人である補助対象者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助対象者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

最後に・・・個別相談会のご案内

■個別相談会の開催 (主旨)

事業者がスムーズに不備なく申請を行えるように伴奏支援を目的に個別相談会を開催します。なお、個別相談会の参加・不参加が審査に影響を及ぼすことはございません。

(開催日)

令和7年5月13日（火）、16日（金）、30日（金）

※1回あたり20分程度

(場 所)

- ・13日（火）：BIZ SPACE HIMEJI 9階 会議室 902
- ・16日（金）：BIZ SPACE HIMEJI 4階 会議室 402
- ・30日（金）：BIZ SPACE HIMEJI 4階 会議室 402

(申込方法)

右記二次元コードか下記URLより事前予約

<https://coubic.com/himejicb/2946177>



②空いている時間枠を選択し、お客様情報等を手順にそって登録下さい。

<https://coubic.com/himejicb/2946177>



① [ゲスト予約] をクリック



予約受付中

姫路市観光産業育成事業 個別相談会

★★★★★

ゲスト予約 ログインして予約

(主旨)
事業者がスムーズに不備なく申請を行えるように伴奏支援を目的に個別相談会を開催します。なお、個別相談会の参加・不参加が審査に影響を及ぼすことはございません。

(開催日)
令和7年5月13日（火）、16日（金）、30日（金） ※1回あたり20分程度

(場所)
・13日（火）：BIZ SPACE HIMEJI 9階 会議室 902
・16日（金）：BIZ SPACE HIMEJI 4階 会議室 402
・30日（金）：BIZ SPACE HIMEJI 4階 会議室 402

姫路市観光産業育成事業 個別相談会

1.日時選択 2.お客様情報

姫路市観光産業育成事業 個別相談会 >

STEP 1 日時選択

2025年5月 < >

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10:00 - 10:25 残り1

11:00 - 11:25 残り1

11:30 - 11:55 残り1